

○東京藝術大学大学院音楽研究科博士課程研究遂行協力制度実施  
要項

〔令和元年11月14日  
教授会決定〕

(目的)

第1条 この要項は、博士課程学生に対して学業を奨励するとともに、本学大学院音楽研究科（以下「研究科」という。）全体の学術研究の質的レベルの向上を図るために必要な学術研究業務を委嘱する博士課程研究遂行協力制度に関し、必要な事項を定めるものである。

(委嘱する学術研究業務)

第2条 前条に掲げる目的のため、研究科は委嘱する者に対し、有益な学術研究業務に従事させるものとする。

2 委嘱された者は、委嘱された学術研究業務を適正に遂行しなければならない。

(委嘱対象者)

第3条 学術研究業務を委嘱できる者は、令和2年4月以降研究科博士後期課程に入学した学生とする。ただし、授業料免除対象者、休学者、国費留学生及び日本学術振興会特別研究員は除く。

(委嘱業務の募集)

第4条 学術研究業務の委嘱は、公募により行う。

(申請)

第5条 学術研究業務の委嘱を希望する者は、学術研究遂行協力計画書（様式1）を音楽研究科長に提出するものとする。

(選考)

第6条 委嘱する学術研究業務は、研究科委員会において審議を経て、音楽研究科長が決定する。

(選考基準)

第7条 研究科委員会は、次に掲げる基準により、委嘱する学術研究業務の選考を行うものとする。

(1) 委嘱する者の学業成績が優秀であること

(2) 委嘱する学術研究業務により、研究科における学術研究の充実が期待されるものであること

2 前項に掲げるもののほか、必要な基準は別に定めることができる。

(委嘱期間)

第8条 委嘱期間は、当該会計年度を超えない範囲とする。

(委嘱手続及び手当)

第9条 学術研究業務の委嘱手続及び手当については、別に定めるものとする。

(終了報告)

第10条 学術研究業務を委嘱された者は、委嘱期間終了時に学術研究業務報告書（様式2）を音楽研究科長に提出するものとする。

(研究内容の変更等)

第11条 研究科において、委嘱期間の途中で委嘱の中止をせざるを得ない場合又は学生が中止を申し出た場合には、学術研究業務中止通知書（様式3）を交付す

る。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、博士課程研究遂行協力制度の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。